

債権の放棄について

新潟県柏崎市債権管理条例（平成31年条例第5号）第10条第1項の規定により、下記のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年（2023年）9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

1 債権の名称、放棄した債権の額及び件数

次の表に掲げる債権及びこれに係る遅延損害金

債権の名称	放棄した債権の額	放棄した債権の件数
空き家事務管理 償還金	927,627円	2件

2 放棄した理由

破産法第253条第1項の規定により、債務者がその責任を免れたため（新潟県柏崎市債権管理条例第10条第1項第3号該当）。